

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	9.9E-2				4.5E+2		5.6E+1	509.3
2	アクリルアミド							8.5E-2	0.1
3	アクリル酸エチル							1.9E+2	185.3
4	アクリル酸及びその水溶性塩	5.8E+0						1.2E+0	7.0
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.9E+2	185.3
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	2.5E+0							2.5
8	アクリル酸メチル							1.9E+2	185.3
9	アクリロニトリル							1.6E+2	155.9
10	アクロレイン		4.2E+3					6.4E+2	4,821.0
11	アジ化ナトリウム	1.9E-1							0.2
12	アセトアルデヒド		2.1E+4					3.6E+3	24,495.4
13	アセトニトリル	8.5E+1						5.0E+2	580.7
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.3E-1	0.1
17	o-アニシジン								
18	アニリン							1.3E+0	1.3
20	2-アミノエタノール	5.2E+0			2.4E+4			7.8E+3	31,912.7
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					5.7E+2	4.5E+1		618.9
23	p-アミノフェノール							4.2E-2	0.0
24	m-アミノフェノール							2.0E-2	0.0
25	メトリブジン								
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン								
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	2.2E+2			1.4E+5			1.6E+4	158,077.7
31	アンチモン及びその化合物	2.2E-1						2.2E+1	21.8
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							4.4E+3	4,377.3
37	ビスフェノールA	2.6E+0						9.6E-1	3.6
40	ピフェナゼート					1.8E+2			180.0
41	フルトラニル					1.0E+3			1,025.0
46	キザロホップエチル					1.4E+1			14.0
47	ブタミホス					3.5E+2			345.0
48	E P N					1.0E+3			999.0
49	ペンディメタリン					2.5E+3			2,463.7
50	モリネート					6.9E+2			688.0
51	2-エチルヘキササン酸							8.7E-4	0.0
52	アラニカルブ					4.0E+1			40.0
53	エチルベンゼン	4.6E+4	5.2E+4	4.6E+4				1.6E+4	159,663.1
54	ホスチアゼート					1.4E+4			13,993.5
56	エチレンオキシド	1.5E+2						1.1E+2	260.1
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	3.9E+2		1.0E+2				5.1E+1	539.5
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	7.4E+0						1.5E+1	22.0
59	エチレンジアミン							4.7E+1	46.6
60	エチレンジアミン四酢酸	9.7E+0			1.6E+2			3.1E+2	484.3
61	マンネブ					3.4E+3			3,425.0
62	マンコゼブ					2.1E+4			20,691.0
63	ジクアドジプロミド					5.9E+3			5,948.8
64	エトフェンブロックス					2.7E+3	1.0E+2		2,834.6
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					6.6E+1			66.1
71	塩化第二鉄	2.0E-2							0.0

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							1.0E-1	0.1
75	カドミウム及びその化合物							2.3E-4	0.0
76	ϵ -カプロラクタム							1.0E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	5.9E+4	2.0E+5	7.0E+4				7.5E+4	400,176.8
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.0E+0						6.5E+0	7.5
83	クメン	5.6E+1						1.7E+2	224.4
84	グリオキサール							1.8E-1	0.2
85	グルタルアルデヒド	5.3E+0						1.0E+3	1,016.6
86	クレゾール							6.1E+1	61.0
87	クロム及び3価クロム化合物	3.9E-1						2.2E+0	2.6
88	6価クロム化合物	1.8E+0		1.2E+2					118.6
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					4.5E+3			4,499.1
91	シアナジン					5.0E+1			50.0
92	トルフェンピラド					5.9E+2			585.0
93	メトラクロール					5.3E+3			5,273.5
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					5.8E+2			579.0
96	ジフェノコナゾール					3.0E+1			30.0
98	クロロ酢酸							1.4E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチクロール					1.7E+3			1,657.7
101	アラクロール					2.6E+3			2,557.0
103	HCFC-142b							9.2E+3	9,163.0
104	HCFC-22							1.2E+5	120,139.2
108	メコプロップ					9.1E+2			910.0
113	シマジン					5.7E+1			57.0
114	インダノファン					2.8E+1			28.0
115	フェントラザミド					6.4E+2			638.0
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					2.9E+2	7.4E+1		360.0
118	ミクロブタニル					8.6E+1			86.0
119	フェンブコナゾール					4.4E+1			44.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	2.2E+1						2.9E+3	2,913.5
126	CFC-115							5.0E+2	498.6
127	クロロホルム	1.7E+2						4.4E+2	610.4
132	コバルト及びその化合物	2.7E+0						1.8E+2	186.8
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	2.4E+2						2.6E-2	243.2
134	酢酸ビニル							2.6E+2	257.4
136	サリチルアルデヒド							9.0E-3	0.0
137	シアナミド					3.4E+1			34.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					1.4E+0	7.3E+0		8.7
140	フェンプロパトリン					4.0E+1	1.0E+1		50.1
141	シモキサニル					5.5E+2			546.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	8.9E+0						2.0E+2	209.5
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							4.4E-2	0.0
146	ピリミホスメチル					2.8E+2			282.0
147	チオベンカルブ					6.1E+2			614.0
148	カフェンストロール					1.2E+3			1,155.5
150	1,4-ジオキサン	1.0E+1						5.1E+2	516.3

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					4.8E+3			4,836.5
153	テトラメリン						2.5E+2		248.3
154	シクロヘキシルアミン							8.3E+0	8.3
157	1,2-ジクロロエタン	1.2E+1						1.3E+0	13.5
161	CFC-12							8.6E+3	8,630.6
162	プロピザミド					3.5E+2			350.0
164	HCFC-123							1.6E+3	1,591.8
168	イブロジオン								
169	ジウロン							6.4E+0	6.4
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					6.4E+1			63.7
172	オキサジクロメホン					9.8E+1			97.6
174	リニューロン					6.6E+2			656.4
175	2,4-D					1.8E+3			1,766.9
176	HCFC-141b							1.8E+4	18,363.2
178	1,2-ジクロロプロパン							1.3E+0	1.3
179	D-D					7.6E+5			759,883.0
181	ジクロロベンゼン						5.9E+2	1.0E+5	100,587.2
182	ピラゾキシフェン					2.7E+3			2,742.0
183	ピラゾレート					7.8E+2			779.0
184	ジクロベニル					8.7E+1			87.1
185	HCFC-225							1.9E+3	1,857.6
186	塩化メチレン	7.6E+3						1.3E+0	7,602.7
187	ジチアノン					1.3E+3			1,299.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							4.7E+1	47.1
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					1.1E+3			1,092.0
193	エチルチオメトン					3.2E+3			3,213.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					7.7E+2			770.0
196	メチダチオン					4.3E+3			4,308.0
197	マラソン					3.1E+3			3,143.5
198	ジメトエート					8.1E+2			808.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							5.4E-7	0.0
203	ジフェニルアミン							1.4E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							4.5E+0	4.5
206	カルボスルファン					9.9E+1			99.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	1.9E+0					7.5E+0	1.0E+2	109.5
209	ジプロモクロロメタン							3.3E+2	332.6
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							4.1E+2	407.2
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					1.9E+3			1,945.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	4.3E+1						6.8E+1	111.5
216	N,N-ジメチルアニリン							6.0E-1	0.6
217	チオシクラム					1.0E+2			100.0
218	ジメチルアミン	1.3E+1						1.4E+0	13.9
221	ベンフラカルブ					1.3E+3			1,307.0
222	フェノチオカルブ					3.5E+1			35.0
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	6.4E+0			1.2E+4			5.9E+1	12,504.0
225	トリクロロホン					6.5E+3	8.8E+0		6,494.8
227	バラコート					4.2E+3			4,205.0
229	チオファネートメチル					6.4E+3			6,418.2
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1.2E+2							122.5
233	フェントエート					1.5E+3			1,513.0

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					6.0E+1			60.0
237	水銀及びその化合物	1.4E+0							1.4
239	有機スズ化合物	1.5E-1							0.2
240	スチレン	1.2E+3	1.4E+4	2.6E+0				2.0E+3	17,252.0
242	セレン及びその化合物							1.0E-3	0.0
243	ダイオキシン類							4.7E+2	466.0
244	ダゾメット					6.8E+4			68,404.0
245	チオ尿素							5.5E+1	55.1
248	ダイアジノン					1.2E+4	6.8E+0		11,953.8
249	クロルピリホス					5.1E+3			5,068.0
250	イソキサチオン					4.5E+2			449.0
251	フェントロチオン					6.8E+3	5.1E+2		7,354.9
252	フェンチオン					1.8E+3	1.0E+2		1,889.4
253	プロフェノホス					4.0E+1			40.0
254	イプロベンホス					4.6E+2			459.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							9.0E-4	0.0
257	デカノール							1.2E+4	11,608.3
258	ヘキサメチレンテトラミン							8.1E+2	807.1
259	ジスルフィラム	3.6E+1							36.3
260	クロロタロニル					1.1E+4			11,184.7
261	フサライド					3.0E+3			3,048.5
262	テトラクロロエチレン	2.0E+3						1.4E-1	2,002.2
266	テフルトリン					5.5E+2			549.0
267	チオジカルブ					8.3E+2			829.5
268	チウラム	3.2E+1				1.0E+3			1,033.6
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	6.1E-2				9.6E+1		1.2E+2	218.9
273	n-ドデシルアルコール							7.4E+0	7.4
275	ドデシル硫酸ナトリウム	5.5E+1			2.2E+4			2.5E+3	24,214.5
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	3.8E+0						4.4E+1	48.0
278	トリエチレンテトラミン	4.4E-1							0.4
281	トリクロロエチレン	1.7E+3						9.5E-2	1,659.3
282	トリクロロ酢酸	9.0E-1						1.5E+1	16.3
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.6E+5			264,847.0
286	トリクロピル					2.4E+2			238.0
288	CFC-11							1.1E+4	10,697.1
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							2.5E+1	24.6
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					1.9E+3			1,932.1
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.1E+4	7.6E+2					8.4E+2	12,866.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5.5E+3	1.7E+4	1.5E+3				3.7E+3	28,059.9
298	トリレンジイソシアネート							6.0E-6	0.0
299	トルイジン							3.4E-5	0.0
300	トルエン	8.1E+4	3.2E+5	4.6E+4				3.7E+4	482,822.6
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	4.5E+0						2.7E+3	2,679.9
305	鉛化合物	8.4E+0		5.3E+2				6.2E+0	547.0
308	ニッケル							3.3E+1	32.6
309	ニッケル化合物	1.4E+0						3.7E+2	373.2
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							2.7E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							2.5E+1	24.7
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					1.5E+2			150.0
325	オキシシン銅					8.4E+2			841.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					6.3E+2			632.0
329	ポリカーバメート					4.1E+3		2.4E+3	6,472.8
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							8.1E-2	0.1
331	カズサホス					2.0E+3			2,040.0
332	砒素及びその無機化合物							1.8E-4	0.0
333	ヒドラジン	9.5E+0						6.6E+2	670.6
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							1.4E+0	1.4
336	ヒドロキノ	2.7E-1						4.7E+2	467.6
340	ビフェニル							1.2E+1	12.3
341	ビペラジン							4.2E+1	42.5
342	ピリジン							3.6E+1	36.1
343	カテコール							3.0E+0	3.0
346	2-フェニルフェノール							2.9E+2	291.4
348	フェニレンジアミン							3.3E-2	0.0
349	フェノール	3.5E+0						4.5E-1	4.0
350	ペルメトリン					1.9E+2	2.9E+2		475.8
351	1,3-ブタジエン		1.8E+4					1.6E+3	19,765.7
354	フタル酸ジ-n-ブチル	4.2E+1		5.3E+2				3.8E+1	607.3
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	4.6E+1		7.6E+0				6.6E+0	59.9
357	ブプロフェジン					1.3E+3			1,260.0
358	テブフェノジド					3.3E+2			330.3
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					1.7E+3			1,700.0
361	シハロホップブチル					1.2E+3			1,162.0
362	ジアフェンチウロン					5.0E+1			50.0
363	オキサジアゾン					6.4E+1			64.0
364	フェンピロキシメート					4.4E+1			44.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					4.3E+2			432.0
370	ピリダベン					3.5E+2			345.0
371	テブフェンピラド					5.0E+1			50.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	9.8E+1							97.8
376	ブタクロール					1.3E+2			128.5
377	フラン								
378	プロピネブ					2.8E+2			280.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							3.2E+2	324.5
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					1.2E+2			124.0
384	1-ブromopropan							9.2E+0	9.2
385	2-ブromopropan								
386	臭化メチル					2.6E+4			25,807.0
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	7.9E+0			8.4E+2			7.3E+1	919.7
390	ヘキサメチレンジアミン							7.9E-3	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	3.0E+4	2.1E+3					1.4E+3	33,058.1
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物								

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.9E+0							1.9
398	塩化ベンジル							4.5E-2	0.0
399	ベンズアルデヒド		5.8E+3					5.8E+2	6,400.1
400	ベンゼン	1.2E+3	8.0E+4					2.5E+4	106,961.8
402	メフェナセツ					8.3E+3			8,281.0
403	ベンゾフェノン							2.2E-2	0.0
405	ほう素化合物	2.8E+1					2.5E+1	1.5E+2	201.1
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	1.0E+3			3.3E+5			1.2E+4	348,359.9
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	6.8E+0			4.7E+3			9.2E+2	5,649.7
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	4.8E+1			3.4E+4			9.9E+3	44,035.0
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1.2E+2			3.3E+3			1.0E+4	13,671.6
411	ホルムアルデヒド	9.1E+2	5.8E+4					5.4E+3	63,867.0
412	マンガン及びその化合物	4.1E-2						2.1E+0	2.2
413	無水フタル酸							9.0E-4	0.0
414	無水マレイン酸							6.8E-2	0.1
415	メタクリル酸	9.2E-1						1.3E+1	13.8
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							6.1E-8	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							3.4E-1	0.3
420	メタクリル酸メチル							7.6E+1	76.2
422	フェリムゾン					1.9E+3			1,897.0
423	メチルアミン							7.7E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					2.0E+2			200.0
427	カルバリル					3.2E+2	1.3E+2		451.8
428	フェノブカルブ					3.5E+3	4.1E+2		3,957.3
429	ハロスルフロンメチル					3.7E+1			36.6
430	インドキサカルブ					1.0E+1			10.0
431	アゾキシストロピン					1.0E+3			1,012.6
432	アミトラズ					8.0E+1			80.0
433	カーバム					5.0E+1			50.0
434	オキサミル					1.3E+3			1,321.6
435	ピリミノバックメチル					3.5E+1			34.9
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	1.8E+3					4.2E+1	1.1E+3	3,007.7
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							4.9E-1	0.5
442	メプロニル					1.6E+2			156.0
443	メソミル					2.9E+3			2,946.5
444	トリフロキシストロピン					4.3E+1			42.6
445	クレソキシムメチル					1.7E+3			1,668.8
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	2.9E+2							288.1
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					3.1E+2			308.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	3.2E+0						2.8E-2	3.3
453	モリブデン及びその化合物	1.0E+1						2.9E+2	298.9
455	モルホリン	5.6E+0						4.6E+1	51.5
456	りん化アルミニウム					5.5E+1			55.0
457	ジクロルボス						1.2E+3		1,166.3
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.4E-1	0.1
460	りん酸トリトリル							5.0E-4	0.0

宮崎県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							7.7E+0	7.7
462	りん酸トリ-n-ブチル							7.9E-3	0.0
合 計		2.5E+5	7.9E+5	1.7E+5	5.8E+5	1.3E+6	3.8E+3	5.4E+5	3,648,056.0

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。